

# 井手扇状地における初期庄園と古道

——古代的景観の復原——

乾 幸 次

## はじめに

人間が地表空間に働きかけて作りあげた空間組織は、歴史の進むにつれて変化してゆく。歴史の諸時期<sup>1)</sup>には、それぞれの特徴をあらわす空間組織がある。

地表景観は、過去の姿そのままを示しているわけではない。それは、過去のさまざまな時代において、純粋な自然の働きや人為によって形成された景観が、その後、多少の変化を遂げつつ現在に至ったものである。現景観のなかには、古代・中世的景観のみでなく、古いものと新しいものとが並存・接合、あるいは融合しており、古代から現代に至るまでの諸要素が重層累積している。

ところで、藤岡謙二郎は「歴史的景観」という概念を提唱<sup>3)</sup>し、歴史的景観とは、現在に視点を置いた場合の概念であって、いまもなお生きながらえて、歴史時代の様相をとどめている人文景観をいうと述べている<sup>4)</sup>。

歴史的景観は、過去のさまざまな時代において、各地域の性格を反映するものである。だから、地域の性格を把握する場合、歴史的景観のもつ意義が大きい<sup>6)</sup>。

さて、ここでとりあげる山城（京都）盆地南部の井手扇状地は、奈良期のいわゆる初期庄園がみられる。それは、この扇状地の扇裾部をしめる東大寺領玉井庄は、天平宝字4年（760）7月22日に東大寺領に勅施入せられている。この玉井庄のほか、石垣庄（扇中央部から扇裾部）と井堤寺領（扇頂部とその北側の段丘面）が経営されている。古代においてほ

ぼ扇中央部も開発されたと推定しうる井手扇状地は、それ以降、中・近世においても、基本的には新しい要素が加わらず、古代・中世に形成された歴史的景観が現在まで生きつづけている。したがって、現景観のなかに、古代的開発景観が現在まで引きつがれて累積している。

そこで、井手扇状地の古代的景観の復原にあたり、現在から出発して、最後には現在に戻ることに、また、直接的と間接的との2つの方法<sup>8)</sup>に区別して考察した。

直接的復原の史料としては、『平安遺文—古文書篇』にみえる玉井庄・石垣庄・井堤寺領に関する数多くの古文書をもちいた。また、この地は平安期に詠まれた井手に関する歌詩、江戸期の地誌書からも多くの資料が得られるところである。最近、『井手町史』が刊行され、江戸・明治期の地方文書・古地図などの所存があきらかになったので、直接的方法によって過去を復原することは、かなり容易となったところである。

間接的な復原の方法としては、現景観を構成するおもな要素である古墳とその位置、井堤寺・橋諸兄に関する遺跡、条里と土地割、現存する玉川筋の4つの井堰と7つの溜池、水利慣行、小字名、古集落とその形態、さらに、「井堤之中路」や「井手のくるまみち」と呼ばれている伝承の古道などを手がかりとして、現景観の中から歴史的景観を析出し、それを分析して検討を加えた。

本稿は、井手扇状地における初期庄園と古道を中心として、古代的景観の復原を主たる目的とし、併

せて、この扇状地の地域構造を明らかにするものである。

### I 井手扇状地における初期庄園

山城盆地南部の木津川河谷平野・東縁の断層崖は、井手断層崖と名づけられ、崖麓の井手・多賀にかけて鮮新更新統が急傾斜し、そのあたりに段丘があらわれている。井手扇状地は、玉川がつくった扇状地で、模式的な美しい扇状地となっている。

この扇状地に立地する諸集落を、古くから井堤郷とよんでいる。この井堤郷の領域は、井手扇状地とその扇央部の南と北側にひろがる木津川の河岸段丘を合する一帯を含んでいる。

この井堤郷の地名は、河水を堰止める井堰（井手ともいう）を築堤して、その水を井路（用水路）に流して農業用水を確保するという灌漑用の井堰に由来している。

さて、日本における古代の土地開発、とりわけ農耕時代に入った大化期以前にあっては、灌漑用水の確保が容易である小河川の谷合いの地が主力となっていたことは言うまでもない。『日本書紀』崇神天皇63年秋7月の条に「其多開<sub>レ</sub>池溝<sub>レ</sub>以寛<sub>レ</sub>民業<sub>レ</sub>。冬十月造<sub>レ</sub>依網池<sub>レ</sub>」。また、崇仁天皇35年の条に「是歳令<sub>レ</sub>諸国<sub>レ</sub>多開<sub>レ</sub>池溝<sub>レ</sub>数八百之」とみえる記事は、水田の開発過程を示す好例であろう。

稲作に重点がおかれるようになると、小河川の谷口付近に井堰を設けて灌漑用水を確保し、井路・溜池の築堤が必要となる。和泉地方の小河川には、数多くの井堰が報告されている。そのうち、津田川には“橋元堰”とよばれている井堰が現存している。この井堰は、奈良期に起源をもつものと推定される。古代の開発において、小河川の谷口付近に井堰・

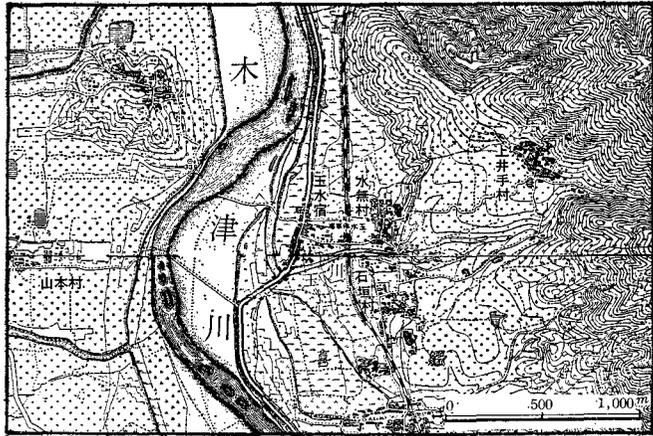


図1 井手扇状地の地形図  
(明治18年測量・同20年製作、大日本陸地測量部。)  
(集落名は筆者が書きかえて藩政村名とした。)

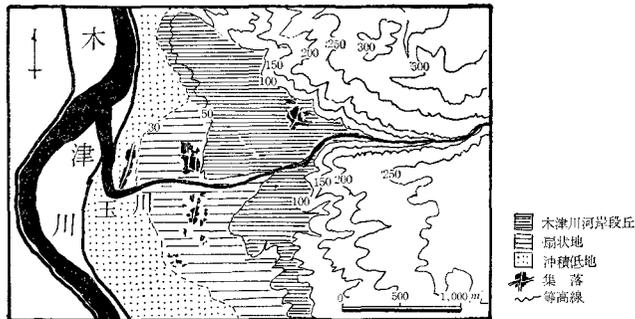


図2 地形分類図

池溝を築いて灌漑用水を確保することは、貴族などの強力な権力者によるところが大であると考えられる。

さて、井手扇状地においては、さきに述べたように、天平宝字4年(760)に東大寺領に勅施入せられた玉井庄は、大治3年(1128)7月『東大寺荘園目録』に「玉井庄 田八丁畠八丁余」と記載されている。この玉井庄の四至については、天永3年(1112)『東大寺公文所注進状』によると、

玉井御庄四至事

在山城国綴喜郡

限東山 限南川原  
四至 限西泉河 限北公田

注進状にみえる四至、つまり境域によると、東限の山とは、扇央部の東側にひろがる段丘面から谷口

付近の山麓をさし、西限は泉河（木津川）となっているので扇裾部から木津川の沖積低地に及んでいると考えられる。南限は川原とあるが、川原とは玉川をさしている。それは、天永4年（1113）『東大寺三綱解案』<sup>13)</sup>に「玉井御庄、是在綴喜郡之南邊、石垣御庄是在相楽郡之北邊、兩郡雖相並、□古堺不改」との東大寺文書により、相楽・綴喜兩郡の境界をなしている玉川であることが確認しうる。また、この史料により、玉川をはさんで南側は石垣庄で、いまの石垣地区に、北側は玉井庄で、いまの水無地区にあてられ、この2つの莊園の位置関係が、この東大寺文書でわかる。

これらの莊園の用水については、永久3年（1115）『山城国玉井荘住人等解』<sup>14)</sup>に「当御庄之東有山河自往古件河水一分下流御庄田 所耕作也」とあり、東の山河、すなわちこの扇状地をつくった玉川から灌漑用水を確保していることがわかる。

また、康治2年（1143）『山城国綴喜郡井堤郷田地全図（写）』<sup>15)</sup>によると、扇央面には、左大臣橘諸兄の建立による井堤寺や諸兄の居館、玉井頓宮、若干の貴族の邸宅がしるさされている。集落として描かれたものとしては、扇頂部に東上村、扇央部に上村のほか、扇裾部の湧水線に沿うた井堤里・水無里・石垣里<sup>いでの まと みずなしのまと</sup>・塚本村・西村など以上の諸村が、現存する同名の集落とほぼ同じ場所に描かれていることは、きわめて興味深い。また、湧水線に沿う諸村は、平城京と平安京の両古都を結ぶ歴史的な幹線道路に吸引されている。

この扇状地の扇央部は、条里制遺構がみいだされないことから、ここでの開発は、条里制施行以後のことといえるが、それもさほど時代が下らない奈良期には、玉川から灌漑用水を確保して、扇央部から扇裾部もほぼ開発されたと推定される。しかもこの扇状地の開発には、橘諸兄や豪族が直接関係していたと考えられ、扇状地の古代的開発としては、近江国犬上川扇状地の東大寺領水沼庄<sup>17)</sup>などのほかは、あまり例をみいだし難い。

## II 初期庄園の灌漑景観

天喜4年（1056）7月2日『山城国石垣荘住人等解案』<sup>18)</sup>には「寺領方井水閑留、於不下御領田、令焼捐不安愁状、……強无是閑、而今年俄御領兩方井水不下、早捐無極」。また、同年8月25日『山城国玉井荘下司田堵等解』<sup>19)</sup>にも「自往古、三方分下充水、圓提寺別當井石垣之御庄、件兩庄押留、敢不下給條……當御庄之田皆悉早捐……」などとみえる。この水論の古文書により、井手扇状地においては、奈良・平安期頃より、玉川の谷口付近より上流のV字谷に井堰を築堤して、扇状地全面とそれにつづく木津川の河岸段丘面を灌漑していたことがわかる。玉川の河水は、井堤寺領・石垣庄・玉井庄の田に公平に三分流するようになっていた。その用水取入の順序としては、井堤寺は、上流に設けられた井堰で河水を堰止めて、その用水を井堤寺領の扇央部と段丘面へ引水したあと、河水を下流へ流して石垣庄の取入口の井堰へ、さらに、その河水を再び下流へ流して、もっとも下流に設けられた井堰から玉井庄は用水をとり入れていたことがわかる。また、玉川筋のもっとも上流で用水を取り入れていた井堤寺と、それより下流の用水取入口に当る石垣庄・玉井庄との間で、また、後者の2つの庄園間においても、用水の確保や用水権の取得をめぐる水争いがおこっていたわけである。

さきに示した康治2年（1143）の『井堤郷古絵図』には、玉川筋に築堤された井堰は記入されていないが、谷口付近の上位段丘面に“下桶水”、扇央部に“玉井池”と注記した溜池が描かれているので、玉川筋の井堰から取り入れた灌漑用水を、井路（用水路）に流して溜池に貯えてから、田を灌漑するという方法が、すでに奈良・平安期から行なわれていたものと推定される。

玉川筋に築堤した井堰による灌漑用水確保の方法が、古代・中世から行なわれていたことが、この扇状地を早期に開発させた最大の要因である。

時代は降って江戸期になると、井手扇状地扇頂部より玉川北側の扇央部・段丘面を領域とする井手村（旧井堤寺領域）と、玉川南側の扇央部と段丘面をしめる石垣村（旧石垣庄領域）と、もっとも下流で取水をしている水無村（旧玉井庄領域）というように3つの藩政村に整理される。

文政5年（1822）『山城国綴喜郡井手村明細帳』によると「用水井堰四ヶ所 井手村・石垣村入会，内郷御普請所。溜池七ヶ所 井手村・石垣村入会，玉川筋より用水致し候」と記載されている。また，文化7年（1810）『村高家数入会之訳書上帳』<sup>20</sup>によると，「用水掛り之地地者，玉川筋より用水引取り……（中略）……尤村中立会用水溜池有之候得共，分水ニ相成，勿論御領下田畑村中飛地ニ入会御座候得共，過分小名水無村居之，最寄多候玉川筋之川下ニ而，用引方至而悪敷，尤玉川筋ニ四ヶ所之堰有之，先年より之仕来りニ而一之堰ニ而川筋をせき切，字井手台（玉川北側の扇央部と段丘面・旧井堤寺領域）と申江水引取，其川筋堰之もり水を二之堰ニ而上田台（玉川南側の扇央部と段丘面・もと石垣庄領域）と申江引取，又其もり水を石垣台（玉川南側の扇央部から扇裾部・もと石垣庄領域）と申へ引取り，又其もり水を引取，水無台（玉川北側の扇裾部・もと玉井庄領域）御寺領其外入組之田地ニ用水仕候処……以下略……」と記載されており，玉川筋に築堤された4つの井堰からの取水の順序・灌漑地など，江戸期の水利慣行について詳しく述べている。この文章に



図3 玉川筋の井堰と溜池

注) (1)一之堰 (2)二之堰 (3)三之堰 (4)四之堰  
(イ)～(ト)は溜池

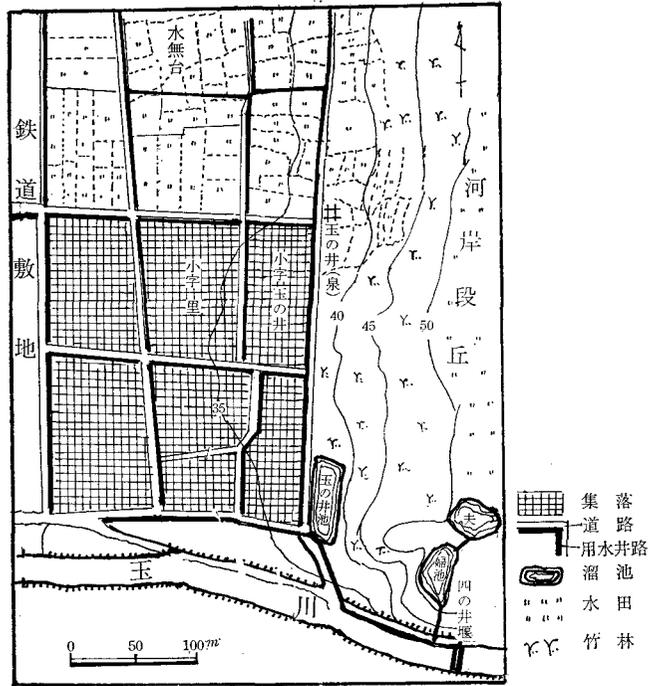


図4 水無集落と四之井堰，玉乃井池，用水井路

みえる取水の順序などは，さきに示した平安期の水論の古文書にみられた水利慣行が，そのまま引きつがれていることが注目される。

玉川筋でもっとも下流に築堤された“四之井堰”から引水された用水は，用水取入口につくられた“玉乃井池”とよぶ矩形状の溜池に貯えられ，それ

から条里型をとる水無集落内を流れて、水無台の田を灌漑している。

玉井庄の領域をうけつぐ水無集落の中央部は、小字「里」となっている。この里を中心にして集落内の道路は、ほぼ100メートルの間隔で、東南・南北に規則正しく直行している。これらの直線状の道路の片側には、用水路がつくられ、玉乃井池から流された用水は、集落内の用水路を通過して水無台の水田を灌漑している。

ところで、大正3年(1904)、玉川上流の田村新田の開析谷に、満水面積7.3ヘクタールにも及ぶ大きな灌漑用溜池の大正池が完成したので、今日では、中世頃からつづいていた水争いや用水不足はきえさり、玉川筋の4つの井堰から豊かな用水をとり入れている。したがって、井手扇状地とそれにつづく段丘面の田は、日照りがつづいても水不足・干害は全くみられない。いいかえると、玉川筋に築堤された井堰によって、用水を取り入れて田を灌漑する古代・中世からみられた歴史的景観は、近世へ、さらに現代に至るまで引き継がれ、それが発展しながら生きつづけている。

### III 井手扇状地を貫く古道

#### (1) “玉の井”の泉を通る古代官道

木津川右岸を北上する古北陸道、平安期になると平城・平安の両古都を結ぶ歴史的な幹線道路の大和街道、井堤郷の扇状地を通るこの古代官道筋を想定するにあたり、現存する“玉の井”の泉・六角井戸、直線状の道路、条里制の土地区画、古集落などを考慮して考察した。

山背国を貫流する泉河(木津川)の両岸の官道について、足利健亮や桑原公徳は、可能な限り条里区画線に沿って通じていたと考えるべきであると述べている。他方、大越勝秋は、古代・中世に熊野詣のため通った小栗街道は近くに湧水地がみられ、また紀州街道は、近世交通路と湧水地が密接に結びついていると述べている。

さて、井手扇状地扇裾部、玉川の北側に位置する水無集落東端の段丘崖下に、古くから“玉の井”とよばれてきた水量の豊かな名高い泉がわき出ている。この泉は小字でいうと「玉の井」となる。平安期から数々の歌に詠まれ、文学作品にもあらわれている。奈良・平安期にかけての大和街道は、水無集落の「玉の井」を経て南北に通じていたと考えられ、次の歌によっても“玉の井”の泉を通過していた平安期頃の大和路の景観を知ることができる。

井手の玉水とは山城より奈良へゆくみちに  
井手のしみずとて目出度き水の道づらにあるなり  
行き来の人 これを手にもすびて飲む  
この水をば玉の井という(袖中抄)

また、玉川北側の扇裾部に位置する石垣集落内を南北に貫く直線状の道路沿いにも、“六角井戸”とよばれている大きな井戸がある。明治9年(1876)調べの『井手村誌』<sup>24)</sup>や『山城綴喜郡誌』<sup>25)</sup>によると、「六角井戸は頓宮の跡地で、往昔斉女御帰洛の休憩の所なり」と説明されている。

以上により、古代・中世の幹道は、直線状で井手扇状地扇裾部の湧水線に沿って南北に貫いていた可能性が強い。具体的にみると、この古道は、『和名抄』にみえる蟹幡郷の現在の山城町綺田集落から、石垣集落内を貫く直線状の道路に入り、六角井戸をへて玉川を渡り、水無集落に入る。ここから再び直線状の道を北へすすみ、“玉の井”の泉の傍をすぎると、河岸段丘の崖麓をほぼ37メートルの等高線に沿ってゆるやかに曲りながら北進し、扇状地北縁の大塚古墳の付近で崖を登って、『和名抄』にみえる多賀河郷(旧多賀村・現井手町)に入る道であると推定した。玉の井の泉から多賀村へ入る道は、いまは僅か1メートル未満の農道にすぎないが、水無と多賀の両集落とを結ぶ最短距離にあたり、明治29年(1896)奈良線開通後、鉄道の西側の沖積平地につくられた新道が出現するまでよく利用されていた。

#### (2) “井手のくるまみち”と“井堤之中路”

綴喜郡条里において、三条と四条の境界線<sup>26)</sup>に当っ



の区画線の三条と四条のほぼ中間に沿って、計画的、人為的につくられたので「井堤之中路」とよばれたのであろう。この古道は、条里型をとる水無集落で、古代官道より分岐して、井堤郷より木津川左岸の山本駅とを結ぶために直線状につくられた“作り道”であって、古代においては、木津川兩岸の古代官道をつなぐ古道であると考えられる。

②“井手のくるまみち”とよばれている伝承の古道は、井堤之中路とほぼ同じ道筋であって、この道も三条と四条の区画線より北へ約200メートルのところを、水無集落より分岐してほぼ直線状で木津川堤へ向い、さらに、木津川を渡って山本集落に至っている。だから、“井手のくるまみち”と“井堤之中路”とは同じ道であると考えられる。井堤之中路の遺称地は、現存する“井手のくるまみち”に当る。

③古代官道より分岐する井堤之中路は、古代・中世においては、河内国から穂谷川→普賢寺谷川（河谷通路）→山本駅→（木津川渡河）→井堤之中路→水無集落→木津川右岸の官道→近江国→北陸・東山方面へ通じる山背国の東西交通路の道筋に当ており、古代官道に準じるような主要な道路であるといえよう。この古道は、奈良期に山本駅より分岐して田原・近江へ通じる田原道の道筋にあたっていたといえる。また、山本駅より対岸の井堤之中路に通じる木津川の渡し場は、『延喜式』にみえる「山城国泉河樺井渡瀬」にあたっていると考えられる。<sup>31)</sup><sup>32)</sup>

## まとめ

日本各地の扇状地の全面的開発は、一般に近世以降となっているが、井手扇状地の場合は、すでに天平宝字4年（760）に東大寺領に勅施入された初期庄園の玉井庄や石垣庄が経営されている。また、聖武期には井堤左大臣橋諸兄が居館を構え、井堤寺が建立されていることなどから考察すると、奈良期においてこの扇状地の扇央・扇裾面もほぼ開発されていたと推定しうる。

この古代の開発の直接的な要因としては、聖武期に貴族たちの権力によって、扇状地をつくった玉川のV字谷に井堰を築堤して、灌漑用水を確保し、それを井路に流して溜池に貯えてから、扇央・扇裾部を灌漑していたことがあげられる。この古代における井堰による用水確保の方法や水利慣行などの古代の開発景観は、中・近世から現代に至るまで引きつがれている。

第2の理由としては、井手扇状地は古代においては、山背国の東西および南北を結ぶ陸上交通の要所を占めていたことがあげられる。すなわち、奈良期の古北陸道と推定しうる直線状の道路が、扇裾部の古い集落を南から北へと貫いている。また、この古代官道より分岐する“井堤之中路”“井手のくるまみち”とよばれている伝承の東西道は、奈良期に山本駅より分岐した田原道の道筋にあたっていたと推定される。さらに、山本駅と井手扇状地の井堤郷とを結ぶ木津川の渡し場は、『延喜式』にみえる“山城国泉河樺井渡瀬”に当ると考えられる。これらの古道の歴史的景観は、現在まで引きつがれていて、いまもよく利用されている。

このように、古代においてほぼ扇央部も開発されたと推定しうる井手扇状地は、それ以降、中・近世においても、基本的には新しい要素が加わらず、古代・中世に形成された歴史的景観が固定化されていて、それが現代に至るまで生きつづけている。

（京都府立城陽高校）

## 〔注〕

- 1) 谷岡武雄『歴史地理学』古今書院、1979、2頁。
- 2) 日下雅義『歴史時代の地形環境』古今書院、1980、1頁。
- 3) 藤岡謙二郎『歴史的景観の美』河原書店、1965。
- 4) 同「地理学と歴史的景観」地理16—10、1971、7～11頁など。
- 5) 前掲1) 1～3頁。
- 6) 浮田典良「ドイツ農村における歴史的景観」地理16—10、1971、14頁。
- 7) 天永3年（1112）12月17日 東大寺公文所注進

- 状(『平安遺文』1789号, 東大寺文書4—28)による。
- 8) 前掲1) 2頁。
  - 9) 樽松静江「鷲峰山山塊周縁の構造地形」地理学評論30—1, 1957。
  - 10) 大越勝秋「和泉地方における重要井堰と湧水帯」歴史地理学紀要22, 『河川・湖沼の歴史地理』1980, 170~174頁。
  - 11) 『平安遺文』2119号, 東大寺文書4—42。
  - 12) 同1789号, 同4—28。
  - 13) 同1797号, 同4—28。
  - 14) 同1827号, 吉田文書。
  - 15) 康治2年(1143)『山城国綴喜郡井手郷旧地全図』この古絵図は, 東大寺絵所法橋俊秀によって作成されたものを原図として, 嘉暦元年(1326)橋友秀が模写させ, 自らも加毫している。その後たびたび模写されている。  
谷岡武雄は「この絵図は, その真偽のほどは, にわかに確め難いが, ほぼ実相を伝えたものと考えてよい。この絵図は, 集落と交通路を論ずるに手がかりをあたえるものであり, 古代の景観の復原, 井手扇状地の開発過程を推定するに大いに役立つ」と述べている(『平野の開発』古今書院, 1964, 13~15頁による)。
  - 16) 梅原末治「山城綴喜郡井手寺の遺跡」歴史と地理11—4, 1923。
  - 17) 谷岡武雄・平野健二・芦田忠司・田中欣治・井上淳「東大寺領水沼庄の歴史地理学的研究」地理学評論31—4, 1958。
  - 18) 『平安遺文』805号, 東大寺文書4—45。
  - 19) 同1827号, 吉田文書。
  - 20) 京都府綴喜郡井手町, 宮本守三家文書。
  - 21) 足利健亮「恭仁京の京極および和泉・近江の古道に関する覚え書き」社会科学論集創刊号, 1970。
  - 22) 桑原公德「南山城の条里と駅路に関する若干の考察」史林10, 1959。
  - 23) 前掲10)
  - 24) 皇国地誌編輯 明治9年1月調。
  - 25) 京都府教育会綴喜郡会編『山城綴喜郡誌』1908, 273頁。
  - 26) 谷岡武雄「井手町における条里制」(『井手町史(1)』1973) 81~83頁。
  - 27) 木下良「『車路』考—西海道における古代官道の復原に関して」(藤岡謙二郎先生退官記念事業会編『歴史地理学と都市研究(上)』大明堂, 1978)。同「日本古代官道の復原的研究に関する諸問題—特に直線的路線形態について」人文研究70集(神奈川大学人文学会), 1978。
  - 28) 秋山日出男「大和国—新国府と寺社中心の交通路」(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路(1)』大明堂, 1978)。
  - 29) 『岩波古典文学大系—連歌集』282頁。
  - 30) 桜井治男「井手の歌枕—井手の中道について」(『井手町史(2)』1975) 139~148頁。
  - 31) 乾幸次「田原道考」(立命館大学文学部地理学教室・立命館大学地理学同校友会編『地表空間の組織』古今書院, 1981)
  - 32) 同「延喜式山城国泉河樺井渡瀬の所在考」(藤岡謙二郎先生退官記念事業会編『歴史地理研究と都市研究(上)』大明堂, 1978)